

## 大分大学保健管理センター運営委員会規程

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学保健管理センター規程第8条第2項の規定に基づき、大分大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、大分大学保健管理センター（以下「センター」という。）の円滑な管理・運営を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生及び職員の健康の保持増進に関する事項
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) センターに関する規程等の制定・改廃に関する事項
- (4) センターの担当教員の編成に関する事項
- (5) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
  - (2) センター主担当の教員
  - (3) 各学部学生生活委員会委員のうちから選出された者 各1人
  - (4) 人事課長
  - (5) 学生・留学生支援課長
- 2 前項第3号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

### (専門委員会)

第7条 委員会に、保健管理に関し必要な事項について、専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成16年規程第154号）  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年学内共同教育研究施設等規程第4号）  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年学内共同教育研究施設等規程第2号）  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学内共同教育研究施設等規程第5号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学内共同教育研究施設等規程第24号）  
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年学内共同教育研究施設等規程第9号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。